

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和4（2022）年6月2日（木） 午前10時から午前11時15分まで		
開催場所	みよし市役所5階政策審議会室		
出席者	【委員】 坂口委員（会長）、南谷委員、倉橋委員、清田委員、深谷委員 【事務局】 深谷総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、服部総務部副参事、林副主幹、鈴木主任主査、一丸主査		
次回開催予定日	令和4（2022）年8月2日（火）		
問合せ先	総務部総務課 鈴木 電話 0561-32-8000（直通） メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定による
審議経過	○総務部次長兼総務課課長；皆さんおはようございます。 ただ今から、令和4年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。 本日の会議は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定により、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の議題4のみ非公開とし、それ以外は公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行いました。傍聴を希望する人はおりませんでした。 それでは始めに、市長から委嘱状の交付を行います。 市長よろしく願いいたします。 （委嘱状交付） ○総務部次長兼総務課課長；続きまして、市長より挨拶を申し上げます。 （市長挨拶） ○総務部次長兼総務課課長；ここで、市長は公務のため退席させていただきます。 （市長退席） ○総務部次長兼総務課課長；委員の皆様、2年間よろしく		

お願いいたします。それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

本来であれば、1人ずつ自己紹介をさせていただくところではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の時間短縮のため、異動があった者のみの報告に代えさせていただきますと思います。

総務部部長の深谷、総務課副主幹の林、総務課主査の一丸、以上の3人が、今年度の人事異動により、総務部及び総務課の職員となり、事務局を担当することとなりましたのでよろしくお願いいたします。その他の職員につきましては、お手元のみよし市情報公開・個人情報保護審査会資料の13ページをご覧くださいと思います。

それでは議事の方に進みますが、議事進行は、本来会長にお願いするところではありますが、1点目の議題で会長が決定するまでは、事務局のほうで議事を進行させていただきます。御了承をお願いします。

それでは、議題1点目の「会長及び職務代理者の選出について」ですが、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項の規定により、審査会には、会長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。

どなたか御意見はありますでしょうか。

○南谷委員；坂口委員にお願いできればと思います。

○総務部次長兼総務課課長；坂口委員を会長にとの御意見をいただきました。皆さん、いかがでしょうか。
(全員一致で坂口委員を会長に決定)

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございます。それでは、恐れ入りますが、坂口会長には会長席への移動をお願いいたします。それでは、坂口会長から御挨拶をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
(坂口会長挨拶)

○総務部次長兼総務課課長；続きまして、職務代理者の選出につきまして、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員を職務代理者とするようになっておりますので、会長より御指名をお願いしたいと思います。

○坂口会長；それでは、南谷委員にお願いしたいと思います。

(南谷委員了承)

○総務部次長兼総務課課長；それでは、南谷委員よろしく
お願いします。それでは、残りの議題につきましては、
会長の取回しにより、議事の進行をしていただきますの
で、会長よろしくをお願いします。

○坂口会長；それでは、次第の議題２点目、令和３年度情
報公開制度及び個人情報保護制度における開示等の状況
について、事務局の方から説明をお願いします。

○総務課主任主査；それでは、事務局の総務課の鈴木より
説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、議題２につきまして、資料の１ページ目を御覧
ください。まず、令和３年度の情報公開条例による開示
請求の実施状況について御説明いたします。

令和３年度に市の各実施機関が受け付けた開示請求件
数の合計は７８件となっておりまして、このうち、全部
開示が５３件、部分開示が１１件、不開示が１０件、令
和３年度末時点で処理中である案件が１件、取り下げが
３件となっております。

この請求内容ですが、工事や業務委託に係る設計書の
請求が３８件、業務委託のプロポーザル審査の企画提案
書の請求が５件となっておりまして、全体の半分以上が
契約に係る行政文書の開示請求になっているという
状況です。なお、２ページから５ページ目までは開示請
求の処理状況を記載したものになります。色がついてい
ないのが全部開示であったもの、黄色の網掛けが部分開
示であったもの、赤の網掛けが不開示であったもの、水
色の網掛けが取り下げであったものとなりますが、こちら
の説明は省略をさせていただきたいと思います。

続きまして、８ページ目を御覧ください。

こちらは、令和３年度の個人情報保護条例による開示
請求の実施状況となります。令和３年度の開示請求は２
１件、このうち、全部開示が７件、部分開示が１０件、
不開示が４件という状況でした。

これらの請求内容ですが、市民課、税務課、長寿介護
課への請求で半分を占めておりますが、これらの課に対
する請求につきましては、請求者は異なるものの例年請
求のある内容となっております。それ以外の課につきま
しては、審査請求に関連する請求がいくつかあったとい
う状況になります。

それでは、同じく９ページと１０ページは省略をさせ
ていただきまして、１１ページ目を御覧ください。

こちらは、令和３年度の情報公開制度及び個人情報保
護制度に関する審査請求の状況になります。

令和３年度におきましては、審議を行い答申を行った

	案件が1件、現在審査中の案件が2件となっております。事務局からは以上です。 ○坂口会長；今の説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。 ○南谷委員；不開示決定は、ほとんどが文書が存在しないというのが理由だということですか。 ○総務課主任主査；はい、ほとんどがその理由でございました。 ○坂口会長；ほかにございますか。なければ、議題2点目はこれで終了いたします。 続きまして、議題3点目。令和4年度審査会の開催日程ですが、本日が6月ですので、2か月おきで調整したいと思います。 【開催日程について調整】 ○会長及び各委員並びに事務局での調整の結果、第2回以降の審査会の開催日程を次のとおり決定した。 第2回開催日；令和4年8月2日（火）午前10時から 第3回開催日；令和4年10月5日（水）午前10時から 第4回開催日；令和4年12月1日（木）午前10時から 第5回開催日；令和5年2月8日（水）午前10時から ○坂口会長；それでは次の議題4点目。行政文書及び個人情報の不開示決定に関する審査請求について、こちらは、非公開ですが傍聴人がおられないのでこのまま続けるかたちでいいですね。それでは、事務局から説明をお願いします。 【議題4は、非公開のため要約】 ○事務局から行政文書及び個人情報の不開示決定に関する審査請求について、答申案の説明を行い、質疑を行った。 ○坂口会長；それでは議題については、これで終了することとします。 次に、次第のその他の2点目について、事務局から説明をお願いします。 ○総務課主任主査；審査会の委員の皆様へ、5月6日付けで送付させていただきました、3件目の個人情報不開示決定に対する審査請求の進捗状況について報告させていただきます。
--	--

	令和4年4月7日に審査請求書が提出され、実施機関から令和4年4月28日付けで弁明書の提出がありました。そして、令和4年5月6日付けで、審査請求人へ弁明書と反論書の提出についての通知を送付しております。反論書の提出期限は令和4年6月10日としておりますが、本日現在で、審査請求人からは反論書の提出はまだないという状況でございます。この後、書面でのやり取りが終わった段階で、委員の皆様にご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。 ○坂口会長；はい。では、委員の皆様の方でも検討しておいてください。そのほか、何かありますか。ないようですので、これを持ちまして、令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を終了します。 ○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございました。次回の情報公開・個人情報保護審査会につきましては、先程調整していただきました日程で開催するということで、3件目の審査請求の進捗状況にもよりますが、時期が近づいてまいりましたら、開催通知や資料を送付させていただきます。よろしくお願いいたします。
--	--